

マンションの管理計画認定取得を応援します

区内のマンションの管理組合が、マンションの管理の適正化を図る目的で、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）が実施するマンション管理アドバイザー制度のマンション管理アドバイザーCコース（支援編）（以下「Cコース」という。）を利用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づくマンション管理計画の認定を受けた場合において、マンション管理アドバイザーの派遣料（以下「派遣料」という。）を助成します。

★ 申請資格（以下4つすべてに該当すること）

- (1) Cコースを利用し、まちづくりセンターに派遣料を支払った区内のマンションの管理組合であること。
- (2) 法に基づくマンション管理計画の認定を受けていること。
- (3) Cコースの派遣料の支払が完了した日から法に基づく管理計画の認定日までが2年以内であること。
- (4) 過去にこの支援による助成金の交付を受けたことがないこと。

★ 申請期限

マンション管理計画の認定を受けた翌日から起算して60日以内に、下記の区担当窓口（区役所住宅課住宅指導係）へ申請してください。

★ 申請に必要な書類

- (1) 派遣料助成金交付申請書（区ホームページから印刷もしくは区役所住宅課住宅指導係の窓口にて配布）
- (2) マンション管理計画の認定通知書の写し
- (3) まちづくりセンターが発行するマンション管理アドバイザー派遣書の写し
- (4) まちづくりセンターが発行する派遣料の領収書等、派遣料の支払が確認できる書類の写し
- (5) Cコース利用後の設定案、改定案、見直し案等の完了書類の写し（C-0及びC-オプションは除く。）

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求める場合があります。

★ 助成金額

予算の範囲内でCコースを利用した際に係る派遣料
（違約金等の派遣料以外の費用は助成対象外）

★ 注意事項

1. 助成対象はC-1からC-9のうち2コースまでとし、C-0及びC-オプションは各1コースまでとなります。（最大4コースまで助成できます）
2. 助成後においても下記の事実が明らかになった場合は、助成対象管理組合としての決定を取り消すだけでなく助成金を返戻していただく場合があります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

★ 申請から助成金の支払まで

- (1) 申請受付 ↓ マンション管理計画の認定を受けた翌日から起算して60日以内に必要書類を添えて下記の区担当窓口へ申し込んでください。
※申請前に申請内容等を区担当窓口へご相談ください。
- (2) 書類審査 ↓ 審査の結果、申込資格や書類に不備がない場合、管理組合あてに助成金交付決定通知書を送付します。
- (3) 助成金の請求 ↓ 助成金交付請求書兼口座振替依頼書を下記の区担当窓口へ提出します。
- (4) 助成金の支払い ↓ 申請者の指定する金融機関の口座に助成金が振込まれます。

【担当および申請先窓口】

都市整備部住宅課住宅指導係 電話 03-3647-9473

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所5階1番窓口